

鳥取県告示第 79 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
永井 隆	米子市新開五丁目 3 - 9	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	平成 18 年 11 月 30 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
永井 隆	米子市新開五丁目 3 - 9	ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日
〃	〃	ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	平成 18 年 11 月 30 日